

企業統計部会の審議状況について（報告）

第5回企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 13 日 (金) 13:30 ~ 15:56
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、西郷専門委員、塩路専門委員、菅専門委員、高田専門委員
審議協力者 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府)
調査実施者 (高見経済基本構造統計課長、荒井産業統計室長ほか 2 名)
事務局 (吉田国際統計企画官ほか 3 名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認等について

5 審議の概要

前回部会での委員意見等を踏まえて整理した論点メモに従い、個々の論点ごとに、調査実施者からの論点に対する考え方及び前回部会での委員意見等に対する考え方についての説明を踏まえ、順次審議が行われた。

審議における委員・専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

調査事項関連

- ・ 経済センサス-基礎調査は、事業所・企業統計調査の機能を踏まえた調査計画ということだが、平成 18 年に実施した事業所・企業統計調査の調査事項に比べ、「決算月」及び「持株会社が否か」については新規の調査事項とし、「登記上の会社成立の時期」、「平成 13 年 10 月 2 日以降の会社の合併・分割等の状況」及び「電子商取引の状況」について調査事項としなかった理由は何か。

これに対し調査実施者から、「経済センサスの枠組みについて」(経済センサス (仮称) の創設に関する検討会決定 18.3.31) において、母集団情報の整備に特化することとされていることから、この 3 つは個別情報と判断したとの回答があった。

調査方法関連

- ・ 郵送調査において調査客体に郵便物が届かない場合として、廃業、移転などのケースや単に届かないなどのケースもあり、的確に調査客体を捕捉できないのではないか。

これに対し調査実施者から、受け持ち調査区を調査員が巡回し調査客体を確認するため、廃業、移転などのケースについては、その過程で把握されると回答があった。

- 行政記録から新たに加えられた調査客体（以下「行政記録客体」という。）は、SOHO などオートロックマンションの1室で営業している事業所が多いほか、同一住所に多数の事業所が存在するケースがあり、これまで外観から捉えることができなかった調査客体を今回調査員調査で捉えることは困難ではないのか。調査員調査においても、郵送調査やオンライン調査を取り入れるなど、何らかの工夫が必要ではないか。

これに対し調査実施者から、本調査に向けては、データのクリーニングによって、準備名簿から廃業した事業所を取り除くとともに、マンション管理組合などに対し調査への協力を依頼するなど、広報を充実していきたいとの回答があった。

- 企業のセキュリティも厳しい。調査に行っても、企業の担当者とアポが取れていないと受付で通してくれない。郵送にしる、あて先として、事前に企業の担当窓口まではっきりさせておく必要があるのではないか。
- 調査員が行政記録客体を探すのは大変である。1次試験調査結果によると、行政記録客体 828 のうち、493 は休業、存在しない、あるいは活動状態が不明であった。準備調査名簿をいかに精緻に作成するかが、調査員事務の負担軽減につながることから、昨年まで営業していたとか、ビル名や部屋番号という情報も必要ではないか。

産業分類関連

- それぞれ産業分類格付け手順を持つ事業所・企業統計調査と商業統計調査及び工業統計調査におけるその一致状況を確認するため、平成 18 年事業所・企業統計調査と平成 19 年商業統計調査のデータを踏まえ、次回引き続き審議したい。
- 調査票の設計では、付加価値を代替する指標として従事者数を用いているが、製造業などにおいては、必ずしも従事者数の多寡から付加価値が的確に把握できないのではないか。従事者数によって付加価値を的確に把握できるのかどうか、実証的かつ定量的な検証が必要ではないか。
- 売上高から原材料費を引いたのが付加価値なのだから、その付加価値の構成部分は雇用者報酬と営業余剰とに大きく二分される。だとすれば、雇用者報酬を従事者数で代替したというような解釈もあるのではないか。

6 今後の予定

次回は 6 月 26 日（木）に開催し、調査事項や調査方法に係る残りの事項、集計事項などの論点について審議を行い、その後、答申骨子案についても審議することとされた。

第6回企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 26 日 (木) 10:10 ~ 12:05
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、西郷専門委員、塩路専門委員、菅専門委員、高田専門委員
審議協力者 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府)
調査実施者 (高見経済基本構造統計課長、平野産業統計室参事官補佐ほか 1 名) 事務局 (吉田国際統計企画官ほか 3 名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について

5 審議の概要

前回の部会に引き続き、調査事項や集計事項などに係る残りの論点について審議が行われた。審議における委員・専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

産業分類関係

審議にあたり、事務局から産業分類における付加価値の代替指標に係る考え方について、説明が行われた。

調査票の設計について

- 付加価値の代替指標である従事者数の記入については、大きな企業であれば、記入に際し比較的判断しやすいかもしれないが、1人や2人で事業を行っている事業所では判断に迷うのではないかと。従事者数で記入できない場合の記入例示を示すなど、調査客体の記入しやすさの観点から、調査票設計の検討が必要ではないかと。

これに対し調査実施者から、7月に実施する第2次試験調査において、調査客体が正しく記入できたか、調査客体から調査員への反応はどうであったか、状況を把握し、その状況によっては、現在の調査票(案)を変更することもあり得る。従事者数で記入できない場合の注記については、記入の仕方などに盛り込むことを検討したいとの回答があった。

- 試験調査で全く検証が行われていない調査票(案)に変更することには不安がある。従事者数(案)をベースとし、第2次試験調査の実施状況次第によっては、これまで事業所・企業統計調査が採用していた売上高に戻すことも検討する必要があるのではないかと。
- 付加価値の代替指標については、第2次試験調査における記入状況を次回の部会で報告してもらい、その上で最終判断してはどうか。

これに対し調査実施者から、7月上旬には、調査員と一緒に職員が巡回する予定であり、また、その状況については、都道府県においても早期に報告するよう依頼していることから、次回部会において実施状況を報告することは可能であるとの回答があった。

- 事務局からの代替指標に係る議論の説明によれば、付加価値と従事者数の関係に近い産業もあれば、売上高との関係に近い産業もあり、それらも含めて判断したのか。製造業と卸売業に特有の関係であるなら、調査票 4 (4)の製造業・加工、卸売・小売に係る事業の業態欄で対応できるが、他にも問題となる産業はないか、産業分類の担当者に確認していただきたい。

事業所・企業統計調査と商産統計調査における産業分類格付けの一致状況について

平成 19 年に実施された商業統計調査においては、平成 18 年事業所・企業統計調査で新たに把握された卸・小売業も調査対象として準備調査名簿に加えている。追加された調査対象の調査結果における産業分類に係る一致状況について、自動車修理サービス業など約 4 %が商業（卸・小売）以外の他産業であり、全体として約 96%は一致している旨経産省からの報告があった。今回の調査との関連では特段の意見はなかった。

集計事項関係

- 資本金階級について、商法の改正により大会社の資本金額の範囲等が変更になっているが、この階級区分が持つ意味について、法人企業統計調査など他の統計との整合性も検討した上で、次回報告して欲しい。
- 経済センサス 基礎調査では、行政記録の活用により、これまでの調査員調査による目視だけでは困難な事業所・企業の把握が可能となることから、調査結果の接続について、何らかの工夫をしていただきたい。

これに対し調査実施者から、調査結果の接続については配慮しており、今回の調査において新設として捉えた事業所に関する集計結果と、開設時期に関する集計結果を対比することにより、行政記録から追加した事業所数がわかるように設計しているとの回答があった。

準備調査名簿関係

- 法人企業統計調査は名簿整備を目的の一つにしているが、当該調査では名簿整備作業について、大変とは聞いていない。この調査も含め、他の調査の例も参考にすれば、調査客体の特定などについて、もっと効率化が図れるのではないか。
- 準備調査名簿作成時に活用する行政記録は、「商業・法人登記情報」だけでなく、他の行政記録も活用すべきではないか。

これに対し調査実施者から、今回の調査においては、「商業・法人登情報」のみを活用しているところであるが、統計委員会基本計画部会の下の WG での行政記録の活用に係る議論の動向も踏まえつつ、労災保険や雇用保険情報の活用などについても検討していきたいとの回答があった。

6 今後の予定

次回は 7 月 25 日（金）に開催し、次回の部会への報告事項とされた産業分類に係る調査票の設計及び集計事項などの論点について審議を行い、その後、答申骨子案について審議することとされた。